

第一条第一号中、「登記簿の抄本」を、「登記事項証明書」に改める。

附 則

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

○国土交通省令第十二号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）、不動産登記令（平成十六年政令第百三十九号）、船舶登記令（平成十七年政令第百一十一号）及び不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第百二十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、鉄道抵当法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月七日

国土交通大臣 北側 一雄

鉄道抵当法施行規則等の一部を改正する省令

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第一条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ三第一項中、「証明書」交付を、証明書提供」に、添付スベシ」を、添付スベシ」に改め、同条第二項中「添付スルコト」を「添付スルコト」に改める。

（運河法施行規則の一部改正）

第二条 運河法施行規則（大正二年内務省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中、「登記」を「登記事項証明書」に改める。

（軌道法施行規則の一部改正）

第三条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「左ノ」を「次ノ」に改め、同項第六号中「登記簿本」を「登記事項証明書」に改め、同条第二項中「添付スベシ」を「添付スベシ」に改める。

第七号中「左ノ」を「次ノ」に、添付スベシ」を「添付スベシ」に改め、同条第四号中「会社設立登記簿本」を「会社設立ノ登記事項証明書」に改める。

（陸上交通事業調整法施行規則の一部改正）

第四条 陸上交通事業調整法施行規則（昭和十三年内務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

（船員法施行規則等の一部改正）

第五条 次に掲げる省令の規定中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第七十七條の六の二第三項第一号

二 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第二項第三号、第十九

条の二第二項第三号、第十九条の四第二項第一号及び第二十三條の三第二項第三号

三 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七條の二第二項第一号、第

十七條の十九第三項第二号イ及び第二十四條第二項第一号

四 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二第一第三項第二号イ

五 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六條の二第三項第一号イ

六 自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省令第二号）第四条第二項第九号イ及び第三十四

条第三項

七 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三條

の三第二項第一号イ及び第九條の七の二第三項第一号イ

八 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十九條第二項第一号イ及び附則

第四項第一号

九 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第一号）第十條第二項第六号イ、第二十

一條第二項第一号及び第四十一條第二項第一号

十 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第五十四條第二項第一号

十一 自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第一条第一項第四号イ

十二 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）

第四条の二第三項第一号イ及び第十七條第三項第一号イ

十三 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十四号）第十二條第三項第一号イ

十四 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三條第三項第一号

十五 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四十七條第二項第一号イ、第四十七條の十三第二項第一号イ、第四十七條の十六第二項第一号イ、第四十七條の二十

第二項第一号イ及び第四十七條の二十四第二項第一号イ

十六 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第七十七條第三項第一号

イ及び第九十二條第三項第一号イ

十七 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七條の三第三項第二号イ及び第二十七條の十八第三項第二号イ

十八 小型船舶操縦者法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）第三條第一項第二号及び第二十二條第三項第一号イ

十九 タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）第十六條第二項第一号

二十 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二條の二の七第三項第一号イ、第十二條の二の二十二第三項第一号イ、第十三條第三号

イ、第二十三條第二項、第二十三條の二第二項、第三十七條の四第二項第一号イ、第三十七條の八第二項第一号イ及び第三十七條の十一第二項第一号イ

二十一 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の三第一項第一号口及び第四十二條第二項第二号

二十二 小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）第二条第二項第一号

二十三 外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第五十一号）第二条第二項第一号

二十四 関西国際空港株式会社法施行規則（昭和五十九年運輸省令第二十号）第二条の二第二項第一号

二十五 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二条第二項第九号イ及び第二十四條の三第三項第一号イ

二十六 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）第一条第二項第一号

二十七 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第二項第四号イ、第十九條第一項第四号イ及び第四十九條第三項

二十八 貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第六号イ、第三十二條第三項、第三十六條第二項第一号

二十九 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三十五條第二項第一号

三十 地域伝統芸能等通訳案内業者認定規則（平成四年運輸省令第二十七号）第七條第二項第一号

三十一 国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）第二条第二項第八号イ、第十九條第二項第一号及び第三十六條第二項第一号

三十二 中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第十九号）第一条第二項第一号

三十三 気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十八條第一項第四号、第三十二條第三項第一号及び第三号並びに第三十七條第二項第一号

三十四 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第三十九條第二項第一号イ

三十五 建築士法施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第六十七号）

第三條中宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第四条の次に十九條

を加える改正規定及び第六條中都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）

第十九條の次に十五條を加える改正規定